相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県諏訪市大字中洲五一四一番地一号、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　岩波　久廣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月十三日
長野県諏訪市大字中洲五一四一番地一
相続財産管理人　岩波金太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県東海市大田町神宮前七〇番地、最後の住所本籍と同じ
被相続人　亡　井上　清子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月十三日
愛知県東海市大田町後田二一二番地一　太田川ビル二〇五号　太田川法律事務所
相続財産管理人　弁護士　田中　亮次

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市上平原町甲三五番地五、最後の住所大阪市東住吉区西今川三丁目二九番二号
被相続人　亡　河野　峯子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月十三日
大阪市北区西天満四丁目一一番一一号阪神神明ビル三〇二
相続財産管理人　弁護士　大場めぐみ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県観音寺市豊浜町箕浦甲二四五一番地、最後の住所愛媛県四国中央市上分町一二二六番地六
被相続人　亡　森　實治郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月十三日
愛媛県四国中央市金生町下分八二一番地二
相続財産管理人　加地　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県熊本市中央区西子飼町七番地、最後の住所熊本県合志市幾久富一八六六番地一四一五　サンガーデンソレーユD棟一〇三号
被相続人　亡　米村　浩幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月十三日
事務所熊本県荒尾市本井手一五六一番地一
相続財産管理人　司法書士　新川　芳宏

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬する事となりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。尚、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬する事になりますのでご了承下さい。

平成二十七年二月十三日
一　墳墓等所在地　東京都台東区池之端二丁目五番四三号
一　墳墓等の名称　忠綱寺
一　死亡者の本籍及び氏名　本籍及び氏名不詳
土山家　棒初家　岩槻家　西川家　山本家　渡邉家　上岡家　山田家
一　改葬を行おうとする者　東京都台東区池之端二丁目五番四三号　真宗大谷派　忠綱寺　住職　渡邉　順勝

債権申出の公告（第三回）

当社規約型確定給付企業年金は、平成二十六年十二月三十一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第二号に該当したことにより終了したので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年一月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年二月十三日
東京都江東区大島二丁目七番一五号
株式会社志正堂
規約型確定給付企業年金清算人
髙橋しのぶ

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年二月十三日
千葉県船橋市高瀬町二三番地
ニック食品株式会社
代表取締役　新川　雄司

記

	株式の種類及び数	株券の番号
株主名簿上の株主の氏名及び住所		
上島　健司　東京都中央区築地四丁目一二番二号―一〇〇五	普通株式　千株	第〇〇一八号
号渡辺仁会計事務所気付	普通株式　百株	第〇一一〇号
	普通株式　百株	第〇一一一号

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成27年２月13日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①小林建設株式会社　②山梨県知事(5)第1833号　③代表取締役　小林保雄　④山梨県南都留郡富士河口湖町船津3435番地　小林建設株式会社　代表取締役　小林保雄

①日比産業有限会社　②愛知県知事(1)第21719号　③代表取締役　日比章　④愛知県豊田市浄水町南平150番地33　⑤1000万円　⑥愛知県知事　⑦愛知県豊田市浄水町南平150番地33　日比産業有限会社　代表取締役　日比章

①ハナトホームサービス　②大阪府知事(2)53738　③森田大助　④大阪市東住吉区駒川１丁目14番24号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪市東住吉区駒川１丁目14番24号　森田大助

①株式会社神栄ホーム　②兵庫県知事(1)第11362号　③代表取締役　世良田恒次　④神戸市西区神出町古神157―241　⑤1000万円　⑥兵庫県知事　⑦神戸市西区神出町古神157―241　株式会社神栄ホーム　代表取締役　世良田恒次